

後半は当時の諸領の儉約令に呼応するものであって、諸村の規定にも散見される内容であるが、1項のように村財政の補填のための五ヶ年にわたる課役の例は史料として珍しいものである。村財政の赤字は、年貢代銀・夫食・河川修補費などを補うもので本来、公共費的色彩の強いものであっても、個々の百姓の生活の犠牲の上に立って、五ヶ年で銀四貫三〇七匁もの大金を捻出せざるを得なかったのである。

#### 第四節 農民層の分解と地主制

中谷村・六地藏村 中世末の太閤検地によって、農地は農民に渡されたとは言いながら、はじめからその所持の場合 高に大きな開きがあったことは、天正十九年の伊賀谷村検地帳によって触れたところである。

その農地の所持高は、江戸時代中期に入る元禄のころから一層、格差がつきはじめた。

米の生産性が高まるにつれて、地主的経営が盛んになり逆に貧農層は、たびたびの風水害・虫害などで年貢上納にも苦しんで、田畑を質入れした。ことに天領分となった村々では年貢を銀納にしなければならないが、その現銀化は貧農層には大変な負担であった。年貢上納のために田畑を担保とした借銀が増え結局、田畑を手放す者が増えて行き、地主層は一層多くの土地を集積して行った。加うるに豪商層が新田開発をはじめとして、地主的田畑経営するものが多くなって行った（『八鹿町史』ほか）。

次表は、中谷村と六地藏村をモデルとして、江戸時代前期と末期における農民層の土地所持状況の変化をさぐるうとしたものである。中谷村の場合は寛文十年（一六七〇）の検地帳によると、田畑総面積二五町五反六

表51 中谷村・六地藏村に見る田畑所持状況の変遷

村名 反別	中 谷 村		六 地 蔵 村	
	寛文10年地詰帳	天保10年名寄帳	寛文12年地詰帳	慶応2年名寄帳
5町以上	人	人	人	人
4町〃			1	
3町〃		1		
2町〃	2	1	1	1
1町〃	5	2	3	2
5反〃	14	12	4	1
1反〃	9	24	8	34
5畝〃	1	6	3	18
1畝〃	4	6	6	40
1畝未満			2	51
計	35人	52人	28人	147人

畝を三五人の農家で所持しているが、最大所持者は茂左衛門で二町七反七畝、次が太郎兵衛で二町八畝、最少は一畝。村外からは、今森の者が六反七畝、大篠岡の者が一反一畝を所持している。すべて百姓である。

ところが、天保十年（一八三九）の名寄帳では、最大所有者は三町八反二畝、次が二町六反と所持高がふくれがあり、一方では五反未満の零細農民層が十四人から三十六人に増加している。さらに、寛文十年には見られなかった商人による土地保有が見られる。すなわち「五反以上」の所持層の中に塩屋源助が、「五畝以上」の中に鍋屋・壺屋が、「五畝未満」の中に中ノ屋が見られる。

六地藏村の場合は、旧・小田井町域を含む総計十六町五反六畝（慶応二年『名寄判留帳』）であるので、一般の農村とは事情は大いに異なる。寛文十二年（一六七二）の最大所持者は嘉左衛門で四町八反三畝、彦左衛門が二町一反二畝、理兵衛が一町二反と続き、最少所持者は二二坪、合計二八人である。このほかに、堀川となっている土地が六反七畝、村惣



写180 平尾家<sup>かほ</sup>母屋（森尾地区）

分が一反五畝、小田井神主田が四反三畝あり、商人の米屋茂左衛門が三畝だけ保有している。

ところが、慶応二年（一八六六）になると極端に細分化され、最大所持者は源太夫の二町七反六畝で、一町以上の所持者には嘉左衛門（一町七反五畝）のほか、下鶴井屋（一町八反）が出現してくる。あとは五反以上の所持層が一人に減り、五反未満の保有者が一四三人にもなる。このうち、屋号の書かれた商人は二六人だが、堀川以西は多くが町人の店舗や住宅化しており（文化十年十月『小田井町屋敷御改写帳』稲葉太郎氏蔵）、田畑も町人によって分有されていたので、このような数字になっていると思われる。小田井神主分と思われる“神畑”は一反二畝に減少している。

但馬最大の大地主・元禄から幕末へかけての一八〇年間に二〇七町歩の平尾家の成長 田畑を集積した但馬最大の大地主・平尾源太夫家の

事例は、すでに『神美村誌』近世編・第五章「地主の発生と成長」において広く紹介され、中央の学界においても関東・東北・北陸・山陰・北九州地方に出現した「質地地主制」の但馬における代表例として、その分析は高く評価されている（岩波講座『日本歴史』第十二巻・近世4）。ここでは『神美村誌』に収録されていない「平尾家系図一覧表」表52と、「平尾源太夫家土地集積状況一覧表」表53とを載せておく。

元禄以降、幕末に至るまでの土地集積の過程は、平尾家に残る土地売買流質証文一一〇〇通を兵庫県立豊岡高校社会科学研究室が集計・分析す

ることによって明らかにされた。江戸時代には、田畑の売買は原則としてはご禁制であったが、この証文のほとんどが「御年貢米に差詰」まっでの「永代譲渡」である。このことは、この名目による田畑の売買は少なくとも元禄以降は、明瞭に出石藩によって公認されていたことを示している。

平尾家の土地集積は元禄以降、大体一年平均二、三反ずつ増加し、安永末（一七八〇）にその総計は三一町七反に達する。特に明和四年（一七六七）には、豊岡町・絹屋勘兵衛から九町五反余を買取っているのが注目される。この時までで支払いは大体、代米支払いの方が多く、この時以後、ほとんどが代銀支払いとなって行く。土地集積の絶頂期は、天明（一七八一以降）から天保（一八四四まで）にかけてであって、この時期における合計集積面積は一六〇町歩、この代銀が五三〇貫以上に達するのであるが、代米支払量は十一石にすぎない。

天明七年（一七八七）の質帳によれば、出石下郷（神美地区・小坂地区）の他、中筋・新田・豊岡などの近隣の人が夜具・綿入れ・裕あわせ・帷子かたびら・蚊帳・帯などを入質して米や銀を借用しており、また寛政五年（一七九三）の糸買帳や文化十三年（一八一六）の糸綿問屋株譲り状などにより、糸買業への進出も知られるのである。寛政五年（一七九三）の家督譲帳による財産目録からは当時、田畑総石高三九四石余・銀二〇〇貫目を所有していたことがわかる。貸銀の利率は月一分乃至一分三厘であった。

平尾家が右のように集積した土地を支配経営する形態に、三種類のやり方があった。第一は「直支配じよ支配」であって、地主が直接小作人を支配するもの。第二は「管理支配」であって、各村ごとに置いた管理支配人を通じて小作人を支配するもの。第三は「請切支配うけき支配」であって、請切支配人を選びこれに請負小作せしめるものである。以上、大部分が小作地であったが、自作地も二、三町程度手作り経営を行ない、幕末においては下男六名、

第四章 農民のくらし

表52 平尾家系図一覽表（豊岡高校社会科調査『但馬学習参考資料』より）

年 代 (没年)	本家・分家及び姻戚関係		備考
	当 家 氏 名	分 家	
一七三 正徳二	初 盛信		農業・甚太夫の分家、治良右衛門と称す。(元禄ころ)
一七六 明和六	二 (以後、通称と称す) 盛吉 (源太夫)	下の別家元祖、治良左衛門と称す。	妻、田辺源治の妹 清冷寺・関宗右衛門妻 河谷・仲右衛門妻
一八三 享和二	三 盛盈	治良左衛門妻	妻は小坂・三木・中和岡右衛門娘
一七六 寛政六	四 厚敏	上の別家元祖 (現在・源作と称す)	奥小野・田辺文治養子 小坂・三木・中和岡右衛門妻
一八四 天保十五	五 厚康	女 女(野江) 男(厚直)夭折 女(君)夭折 女(鶴)	丹後新町・矢谷小左衛門妻 ⑤口矢根・大石藤兵衛(第二代)の二男
		① ② ③ ④	法名・玄通居士。大いに家を興し、家訓を遺す。天明、天保期が土地集積のピーク。

<p>一八六 明治元</p>	<p>六 令行</p>	<p>源蔵妻 中の分家元祖、新し 家 三宅村に分家 (天保八)</p>	<p>女(柳) ⑥ 男(厚正) 男(安助・厚信) 男(学治郎・在寛) 女(六ツ)夭折</p>	<p>妻は養父郡広谷村・長沢莊右衛門娘 丹後新町・矢谷小左衛門養子 妻は宮井村・三宅治右衛門娘 妻は室壇・日野辺村・国村又右衛門 娘</p>	<p>天保期以降、出石藩との関係 特に強化。天保(セ)により出 石藩領地削られたため藩財政 窮乏著し。 出石産物会所へ出資。</p>
<p>一八七 明治七</p>	<p>七 厚遠</p>	<p>三宅分家・学治郎在 修妻</p>	<p>女(伊野) 女(峯) ⑦(幼名・宇太良) 女(松) 男(兵吉)夭折 男(又蔵)夭折 女(於重) 女(於檜) 女(末)</p>	<p>丹後宮津・垣田清右衛門妻 丹後宮津・垣田甚治妻 妻、養父郡広谷村・片岡条右衛門娘 資母・赤花村・橋本八兵衛妻 出石郡矢根村・大石藤兵衛妻 養父郡口大屋夏梅・鎌田三郎兵衛妻</p>	<p>明治三、兵庫県会議員。 明治三、同姓会結成。 明治三、家憲家訓制定。</p>
<p>一八八 明治四三</p>	<p>八 在親</p>	<p>妻は学治郎在修次女 源作在儀妻</p>	<p>女(夭折) 女(けい)夭折 ⑧(幼名梅太郎) 女(秀) 女(末) 男(亀吉・在善)</p>	<p>養父郡糸井村林垣・吉井庄左衛門妻 妻は奥小野・田辺文治娘</p>	<p>明治三、兵庫県会議員を歴任。 妻は養父郡糸井村林垣・吉井庄左衛 兵庫県会議員を歴任。</p>

		昭和五二	
		源作の養子	
		中の別家・竹吉の養子	
一〇	在幹	女(鹿乃)	門次女
		男(寛・在俊)	出石郡合橋村口矢根・大石武兵衛正規妻
		男(豊・在美)	口小野・岡崎正規養子
		男(順・在賢)	丹後新町村・矢谷朝一養子
		男(寛・在睦)	
		女(幸子)	播州赤穂町・田淵新市郎妻
		男(大亮・在敬)	
		天折	
		男(和民・在隆)	
		戦死	
		女(貞子)	朝来郡粟鹿村・目下安左衛門妻
		⑩(省三・在幹)	妻は丹波氷上郡中佐治・平岩慎吾妹
		女(登代子)	養父郡糸井村林垣・吉井庄左衛門妻
		五十五銀行頭取。	

下女四名ぐらいを年雇いとして住込ませて常備していた。

小作料率は、大体においても生産高の中で貢租分は四五<sup>セント</sup>、地主取り分は三五<sup>セント</sup>、小作人は二〇<sup>セント</sup>ぐらいの割合いで配分されたとみられている。

田畑以外に山林についても次第に集積が進み宝永期(一七〇四〜)以降、幕末までに山林五四ヶ所を買入れ、流質によって入手している。また、同じく宝永期(一七〇四〜)以降、寛政期までに新田十八ヶ所を入手した。しかし、享和(一八〇一〜)以後は新田入手は現われていない(『神美村誌』)。

分内記		田畑流質分内記				林山買入分内記		銀・米貸付証文集計			
代米	1年平均買入	石高	貸付銀	貸付米	1年平均流質	代銀	代米	貸付銀	貸付米	利率	
石斗升合	町反	石斗升合	貫 匁	石斗升合	町反	貫 匁	石斗升合	貫 匁	石斗升合		
69,535	.227	7,009		18,644	0.33	.065					
23,132	.124					.065	.70				
11,292	.136										
118,175	.418	3,221		.988	0.23	1,306	20,31				
3,420	.336					.056					
6,804	.127					.032	1.55				
14,509	.255					.167	1.70				
18,540	.293						1.60				
53,628	.077	.545	.080		0.04	.880	21,83				
3,425	1,548					.064	6,85	2,823		100匁につき 年米1斗7升	
.200	.092					.266		2,510		月1分3厘, 100 匁につき年米2斗	
	1,606	66,944	11,840		7.69	1,618		14,348	3,60	月1分2厘 ~1分3厘	
6,097	4,205	156,380	45,124		9.87	4,271		114,103		月1分~1分3厘	
	4,100					1,026		12,310	7,25	月1分~1分2厘	
	1,360	31,499	11,888		1.99	3,349	40,49	51,066		月1分~1分2厘	
	1,037	39,602	11,302		2.78	1,104		153,169	130,90	月1分~1分3厘	
5,992	1,780	40,708	7,584		2.70	8,656		33,831	14,00	月1分2厘 ~1分3厘	
	.743							5,816	16,90	月1分2厘	
	.760	4,566	1,950		0.61	1,928	3,90	20,461		月1分	
	.336	.356	.200		0.04	.727		7,680	10,00	月1分~1分2厘	
	.270	.311	.500		0.25			23,628		月1分	
	.590	2,663	3,212		0.66			10,285		月1分	
	.117	3,745	12,780		0.97			2,000			
								39,005	4,10	月1分2厘	
5,227		16,652	7,964					11,650	20,50		
石 339,976		石 374,201	貫 114,424	石 19,632		貫 25,580	石 98,93	貫 504,685	石 207,25		

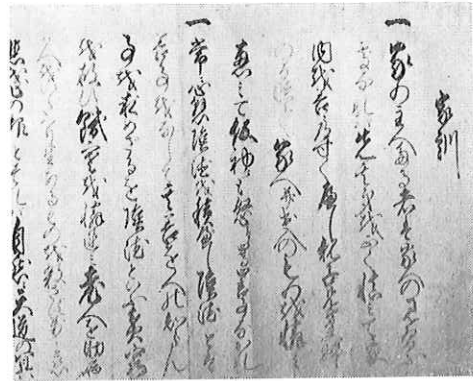


表53 平尾源太夫家土地集積状況一覧表

当家の代	年 代	田畑買入 証文合計	田畑流質 証文合計	買入流質 合計面積	買入流質 累計面積	そ の 他 入	そ の 他 流 質	田 畑 買 入	
								石 高	代 銀
初	元禄1688～	町反畝歩 3,6428	町反畝歩 .5415	町反畝歩 4,1913	町反畝歩 4,1913			石斗升合 44,806	貫 匁 1,569
	宝永1704～	.8717		.8717	5,0700	林山1、新田1	林山2	10,512	.633
正徳2没	正徳1711～	.6728		.6728	5,7428			14,494	.441
	享保1716～	8,3603	.2610	8,6213	14,3711	家2、林山3、 新田9、刈畑4		112,258	4,079.32
2	元文1736～	1,6814		1,6814	16,0525	林山1		40,158	4,081.4
	寛保1740～	.3809		.3809	16,4404			4,597	.250
3	延享1744～	1,0205		1,0205	17,4609	林山3、新田2 荒地1		16,386	1,900
	寛延1748～	.8818		.8818	18,3427	新田2		13,226	2,660.62
明和6没	宝暦1751～	.9929	.0515	1,0514	19,4011	林山3、新田2		12,891	.926
	明和1764～	12,3813		12,3813	31,7824	林山1、新田1	林山1	163,553	14,633.3
3	安永1772～	.8314		.8314	32,6208		屋敷	10,630	2,375.4
	天明1781～	12,8505	6,1509	19,0014	51,6222	林山3、新田2	林山1	160,591	31,732.53
4	寛政1789～	50,4703	11,4821	61,9524	113,5816	林山16、新田1	林山5	670,947	180,929.73
	寛政6没	享和1801～	12,3020		12,3020	125,8906	林山2、	148,033	67,347.24
5	文化1804～	19,0125	2,7817	21,8012	147,6918	屋敷1、家1、 林山2	林山1、藪 1	238,986	80,508.65
	文政1818～	12,4421	3,3426	15,7917	163,4905		林山6	145,814	58,543.54
天保15没	天保1830～	24,9326	3,7824	28,7220	192,2125		家6	292,378	112,227.47
	弘化1844～	2,9923		2,9923	195,2118	家1、林山2、 荒地1		37,797	37,269.28
6	嘉永1848～	4,5518	.3703	4,9221	200,1409		什器20人前 土蔵1	56,753	27,425.88
	安政1854～	2,2023	.0218	2,2311	202,3720			10,141	5,983.85
7	万延1860～	.2700	.0219	.2919	202,6709	林山1、荒地1		3,727	4,000
	文久1861～	1,7714	.2011	1,9725	204,6504			23,914	20,549.4
元治1864～	慶応1865～	.3524	.2300	.6424	205,2928		林山1	4,047	9,820
	年代不詳	1,3822	1,2926	2,6818	207,9816		家土蔵、部 屋仏壇など	17,161	6,937
	合 計	町 177,3412	町 30,6404	町 207,9816	町 207,9816			石 2253,805	貫 匁 676,823.79

1) 本表は豊岡高校社会科の調査作成にかかる(『但馬学習参考資料総括編』)。

2) 基礎史料はすべて平尾源太夫家所蔵文書。



写181 平尾家家訓

平尾家家訓におけ 平尾源太夫家第五代・玄通居士が天保八年（一八  
 理想的地主像 三七）、行年八五歳の時に制定した『平尾家家訓』

の十四ヶ条の中には次の項目が含まれている。

一、先祖の年忌法要等大切に勤むべし。必ずおろそかにすべからず、  
 且又先祖の立られたる家法は堅く守るべし。家長久の基なり。必ず  
 利口だてして新法を企つ事なかれ。是家滅亡の基と心すべし。

一、よろずの事、初をつつしまざれば後の災ひとなる。金銀かし引、  
 証文手形に随分念を入、初に規定を正しくすれば、後難生ぜず。当  
 家はむかしより争論出入に及びし事なしと先人のいひ伝へなり。

一、百姓は格別博学になるには及ぶまじ。只物知る人に人の人たる道  
 を聞きてよく守りよく行ふべし。且遊芸は拙きが却ってましなるべ

し。古歌に『世の中の芸は下手こそ上手なれ、上手になると家がへたばる』此歌をよく味ふべし。

また文久三年（一八六三）に分家の平尾学治郎在寛が五〇歳の時に書きしるした『平尾家分家家訓』二五  
 ケ条は、一段と具体的に農民の心掛けの要点を説いている。

一、田畑を度々見廻り、下人へ指図を加ふべし。田畑下人まかせにしては主人の役は立ち申さず候。並に牛部  
 屋朝夕見廻り申すべし。牛は農業の大本と心得るべし。

一、田は一坪に稲四二株植申し候て、中田一反一石二斗盛六つ九歩、御曲尺にて坪に九合二勺が定親也。稲一

株に二勺一才九一有れば御上納だけ有と心得べし。上田下田は右に照し考ふべし。稲一株に一本ずつ余分作り出せば田一反に付一万二千六百本也。一株を稲七本ずつにして千八百株也。是を坪にして四十二坪八歩五厘、坪に上田一升三合五勺有、細に算用立いたし候へば右の通也。田畑作物おろそかにすべからず。豊凶甲乙右にて考へ知るべし。

一、百姓は年中肥しを作る事を第一と心得べし。先、はしり下り風呂水、下す糞、焼こへ等、朝暮にこころを付、沢山に糞を作り、諸作物へあたへ、上作いたし度事に候。暇には農業全書を読み置き申し度き事に候。

一、百姓たる者、村御役儀など相勤むことを好むべからず。御役儀相勤め候後は、御家中町家の花美を見習ひ、酒肴を食し候故、其家にて粗飯たべにくし。家業も身なまりておろそかになるもの也。(中略)もし、よんどころなく、御役儀相勤め申候はば諸願万事正直にいたし、御用向すみ次第早々引取申すべき事。

一、土農工商其道の分を守るころなくては一家おさまらざる者也。百姓は只百姓の気取にて、糸買外、費用一切いたすべからず。只、田畑開発、道直し、あぜ直し、年年心を尽すべし(下略)。

一、父の教訓(玄通居士『平尾家家訓』)にも有之候へども、農家は余り博学は好み申さざる事に候。幼少の時、実語教、童子教、或は往来者楠公居間壁書など読み覚へ、家業を第一に守り、暇には仮名がきの教訓物をやみ、其道理を考へ、能く守るべし。(下略)

一、不仕合せにて身代おとろへ借財出来候へば、先ず一番に家売り、其次に道具を売払ひ、田畑を次にすべし(下略)。

一、近頃は盆踊祭礼の節、河原者の真似などいたし候事専ら流行し、甚だ以て気の毒に候。御百姓の身分にて

は見苦しき事に候。此家の子孫たる者、右様の事は一切停止いたし候。又、浄瑠璃等の遊芸も右に準じ候事。一、少分たりとも田畑を求め得ば、一村にて求むべからず。十貫匁の田畑ならば一貫目ずつ十村にて買申度事に候。作方は其村々豊凶有者也。金銀貸引も、右に準じ一人貸付申さず、身代相應に貸付申したき事に候。

一、金銀少分たりとも人に貸す事有らば、なるたけ下歩したふに致し、質地証文を取り、入念に貸付くべし。高歩たかふに貸付け候へば、限月みじかくして六ヶ敷貸付も出来るもの也。年中平均いたし候へば同じ事なるべし。人の出入世話なきだけよしと思ふべし。

一、町家に貸引いたし申すまじく、予は町家に少し貸引いたし候得ども、算用立ちし覚え御座なく候。只、牛は牛づれ、馬は馬づれ、百姓は百姓づれに貸引いたし申度事に候。並に職人へ先貸申すまじく、貸付積り候は、末には来り申さず候事、眼前に候間、其日渡しに欲し候とも、貸付いたし申さざる様致し度事に候。

一、子孫多く有之候とも、別宅は必ずいたし申すべからず。しかし、よんどころなく別宅をいたし候はば、本家の身代十分の一の割合を以て分地いたし申すべし。別宅の者は譲り請候身代の分限に應じ家法を立て申すべし。又、本家は減地の分限を以て取締り、相続いたし度き事に候。

文久三年（一八六三）三月（平尾学治郎家文書）

これら平尾両家に伝わる家訓は、源太夫・玄通や学治郎・在寛が大地主経営の末に到達した人生哲学であり、その一つひとつの項目の中に元禄以降、幕末に至るまでの一八〇年間に累計二〇七町歩の田畑を集積して、但馬最大の質地地主に成長をとげた地主経営の秘密を解く鍵がひそんでいる。「金銭かし引き、証文手形に随分

念を入れ、はじめに規定を正しく」してもっぱら百姓相手に堅実に貸し付け、慎重に危険を分散し、他方、新・遊芸・博学・町家風などを強く敬遠して典型的な在郷大地主に徹底することを教えている。

古い時代の豪農の家訓としては、百合地の斉藤家に延宝二年（一六七四）の『斉藤政常子孫道状』が残されている。

「百姓は生来、鋤・鍬・鎌・こえ桶を昼夜の枕と致すべく……春、種を蒔くといへども、草木にも煩惱ありと心得て、おろそかに修理（管理）いたさずば秋の稔りは少分である……」（意識）という調子で、仏教・儒教・神道の心がけ・農業経営の心掛け・家内の和合・他人への慈悲を説くあたりは、平尾家家訓と軌をひとつにするが、金銭貸借のことにまでは及んでいない。

（なお寄生地主制の成立・近世的村落共同体の構造・親方子方制度などについては、『神美村誌』にとりあげられているので、それについてみられない。）

## 第五節 山林の利用と山論

御留山・村 山林は建築材や薪炭材の供給地であるとともに、刈敷肥料や牛の飼料としての採草地でもあった。

豊岡藩や久美浜代官所では、建築材や竹材を確保するために「留山」という直轄山林を保有していた。豊岡藩では、妙楽寺村ひしろ、日撫と梶原両村境の備後衆山など城崎郡内で六ヶ所（ほかに女代神社前などで藪五

ケ所)、二方郡で竹田村狼谷など九ヶ所を保有していたし(『豊岡領内村概要書上帳』女代神社蔵)、久美浜代官支配下では、下鶴井四ヶ所・祥雲寺一ヶ所などが見られる。

山間の村々は相当広い「村山」を保有し、村の共同管理のもとに用材の伐採、薪や刈敷肥料の採取を行なった。

山村の農家も、わずかばかりの私有山林を所持して、中には松・杉・檜・栗などを植林している者もいた(『五荘村史』)。百姓の持ち山には山役という小物成(こものなり)(付加税)が課税されていた。

入会山林に伊賀谷村が「松・檜を差木仕候ニ付、其所ニハさし申さぬ様再応使を以テ申入れ候」などと、宝暦十四年六月に江野村役人が、久美浜代官所に植林を止めさせるよう訴え出ている例も見られる。

『宝暦十年九月・城崎郡森村指出帳』から例を示すと、次のとおりである。

一、御林 御座無く候

一、百姓持山八ヶ所 字大才・金原・今井・金岡・今西・おくおのたわ谷・長塚、以上八ヶ所

一、秣場(まぐさば) 野山金剛寺谷・大谷・長谷三ヶ所、森・山本・金剛寺三ヶ村入会

(中略)

一、小物成

米一石四斗八升八合 山役(以下略)

農民は、農閑期には薪づくりにはげみ、豊岡町内にも送って現銀化をはかっているが、奈佐谷十二ヶ村は、文化年中に福田村と協定し、福田地内の奈佐川筋に薪の積み出し場を設け、町内への積み出しの便をはかって

表54 正保5年2月『但馬城崎郡西老万石山堺写』に見られる入会山

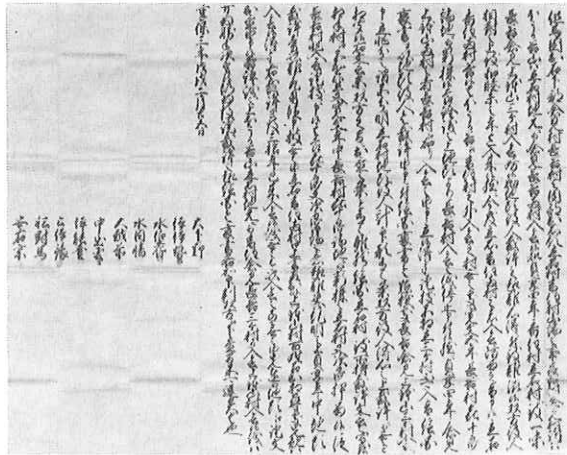
所在地	入会村名	山手年貢(米)
戸 牧	九日市上ノ町、同中ノ町、同下ノ町、今森、塩津	荒麻200束
〃	妙楽寺	5斗
〃	三坂、小尾崎	5斗
〃	大磯	5斗
岩 井	戸 牧	1斗5升
福 成 寺	福成寺、吉井	2斗
来日、簸磯	来日、簸磯	?
森津村なだ山	野上	1石1斗2升
〃	豊岡下町	1石2斗8升
〃	六地藏村	1石2斗0升
〃	宮島村	3斗3升3合

いる(『三宅家文書』)。  
山間の村々では当然、炭焼きも行なわれていたと思われるが、市内に残された文献の上には現われない。  
入会山林の  
利用形態  
鎌田村の入会山は、村から一里ほど奥にあり、草刈場として利用されたが、鎌田村・南谷村・馬路村・祥雲寺村の「四ヶ村入会」であると享保十二年(一七二七)の『鎌田村指出明細帳』に記されている。

入会山もまた燃料用の薪やおどろの採取場として利用された。また、牛の放し飼いの場所として利用された柴野もあれば、屋根葺き用の萱をとる萱場もあった。

入会山林の種類としては、一村限りの村内村民全員の入会の村内入会山(村中入会い)のほか、数ヶ村の村々が共同で他村に所属する林野に入会い、その村の住民とともに使用収益する他村入会山(村々入会い)が存在していたが、入会山林を利用する権利は、もちろん入会村落の住民に限られ、その住民資格を失う者は入会権を失った。そして入会山林の利用は、厳重な統制のもとにおかされていた。

入山の時期については「山の口」と称して、春季に入山開始の期日を定めて、それまでの入山は禁止された。入会山林



写182 ほうが谷山論裁許状 大岡越前守らの名が見える。(長谷区蔵)

の区域内に新田・新畑を開発することや、切替え畑をすることや、新林にすするため植林することは禁止され、違反者には罰が課せられた。

このような入会山林利用は、近世封建農村社会の生産関係の基盤として、重要な役割りを担っていた。

入会山の用語が現われる早い時期の古文書に、既述した正保五年二月の『但馬城崎郡西宕万石山塚写』があり、その所在地・入会村名・山手米などが記されている。田圃地帯の村々が早くより辛苦して他村の山々に薪場や草刈り場を求め、入会権を得た様子がしのばれる。

江野村入会山 江野村の奥の字おく山という入会山は薪の慣行  
り場として、森津村・滝村・新堂村・岩熊

村・伊賀谷村の五ヶ村が江野村とともに入会うことが認め

られていた。この五ヶ村は寛文年間に京極甲斐守領になって以来、山札やまざを下付されて入山する慣行となった。

この慣行は、享保十二年（一七二七）に久美浜代官所領に代わって以後も、うけつがれた。寛延二年（一七四九）には久美浜代官の交代に際して山札の下付が更新されており、山札数四七枚（内二荷札二三枚・一荷札二三枚・江野村印鑑札一枚）が一旦、返上された上であらためて再交付されている。



また、江野村の出口という所にある柴草山は、江野村と伊賀谷村との二ヶ村入会山であつて、ここは柴草などを刈り取つて牛の飼料などに利用することが認められ、刈畑や植林は禁止されていた。宝曆十四年（一七六四）には伊賀谷村の者がこの条件に違反して松や檜を差木（植林）したため、江野村より久美浜代官所へ出訴して山論が起こつたが、簸磯村庄屋・六良太夫が森津・滝・岩熊・栃江・新堂の村々の庄屋を呼び集めて調停し、「古来の通り、柴草、牛飼とも、両村入会」と定めて和解が成立している。

立石村ぼうが谷 旧・神美地区の立石村の「ぼうが谷」（法が谷）は、面積約五〇町歩で、立石村・香住村・の山論 倉見村・長谷村・上鉢山村の五ヶ村の入会山であつた。田井家文書『諸色覚日記』によれば、

まず寛文五年（一六六五）に争論があつたが、奉行衆から当分、長谷村の者は入山してはならぬと仰せ付けられはしたものの落着をみたわけではなく、二回目に貞享四年（一六八七）の八月十六日に長谷村から押し入つて喧嘩になり、双方に怪我人が出、翌十七日にはさらに長谷村が上鉢山・倉見両村の応援を得てぼうが谷へ押し入つて大きな喧嘩になった。その結果は長谷・倉見・上鉢山・香住・立石の五ヶ村より出石藩にそれぞれ約状や答弁書を提出し、山絵図を作成し現場を検分した上で翌年九月六日に御会所で漸く裁決があつた。その結論は、地元の立石村の主張を認めたもので長谷・倉見・上鉢山の言い分は虚構であるとして入会い立入りを禁止し、長谷村の庄屋は申し分に不届きがあるとの理由で閉門を命じられた。このために上鉢山村は二里半奥の奥野村へ薪取りに入らざるを得なくなつた。

ところがこの後、三回目の山論が享保二年（一七一七）に起こつた。この時は江戸沙汰になり、翌享保三年（一七二八）二月に裁許状が下され、ぼうが谷には香住・倉見・長谷の三ヶ村が入会うことが認められ、上鉢



年貢諸役滞り無く、急度上納仕ル可き旨仰渡され候（中略）

寛政五癸丑十一月

江野村・伊賀谷村兼帯庄屋 宮井村庄屋 次右衛門

湯島村庄屋 宗 七

江野村庄屋、年寄、百姓代

伊賀谷村百姓代 岩熊・新堂・滝・森津各村三役人

野村権九郎様御役所へ

〔三宅家文書〕

字・山寺は入会地に相違ないから、山札を用いて入山すべきところであること、両村には検地をしなおすから新検地高にもとづいて年貢を納めるべきこと、と裁定されたのである。

検地の結果は、前述のように伊賀谷村は、村の領域を減らされたと思われるのに、しかも九五石から九六石七斗と一石七斗の計り増しとなり、江野村では、二一七石一斗から二四七石八斗と三〇石七斗に計り増しとなって、勝訴したとはいえ、年々の年貢の増加という重い荷を負わされる結果となっている。

平右衛門は、遠島になってから十八年も過ぎた文化八年に家族に便りを送っているが、「(山論) 出入の節、御代官様（実は代官所の元締役・三宅金太夫）が邪しま非道のなされ方故に、よんどころなく江戸表に参り、忝くも御大老・松平越中様へ御籠訴致し、そのみにて濟方ならず、その上、御奉行所へ懸込み訴訟来り候云々」と、憤りとともに江戸出訴の事情をつづっている。

平右衛門は許されることなく、ついに隠岐浦之郷・赤之江で没している。戒名は天外指真居士。山論のはげ

しき、きびしさ、むなしさの感じられる事件であった。

山論の發生の

原因と時期

入会山をめぐる村と村との争い（山論）は他にも、次のとおり発生しているが、これは文献を通じて分かった、ほんの一部であろうと思われる。

元禄十四年（一七〇一）三月に金剛寺村にある入会山に野上村の者が入り込み、金剛寺・山本・森・宮島・船町・六地藏六ヶ村（入会い権者）と野上村のなぐりあいの騒動となり、大庄屋たちが和解に入り、翌年三月「野上村より働き申間敷き」旨の豊岡藩奉行の裁許状が出される。

宝曆年中（一七五一～一七五九） 岩井村、九日市上ノ町ほか五ヶ村が山論

宝曆六年（一七五六） 戸牧村と正法寺村が山論

寛政六年（一七九四）四月 戸牧村入会山で仙七が松木を伐り、妙楽寺村より戸牧村へお詫び

文政二年（一八一九）七月 六地藏村内で山論

文政十年（一八二七）五月 戸牧村丸山で山論

文政十三年（一八三〇） 福田村・上陰村で杓子替山論

近世の山論の多くは採草用益をめぐる争いであり、貢租の重圧のもとにあって生産を確保するために肥料源を確保しなければならぬのに、新田開発の進行にともない次第に採草地が減少させられたために、不可避的に入会山論が発生した。そして、領主を異にする村と村との間の山論は、最終的には江戸沙汰となり、幕府の裁決に持ち込まれた。時期的には、村絵図などがつくられた寛文・延宝のころに多発し、多くは元禄・享保のころに解決されたといわれているが、右の例のように江戸沙汰でない山論は明治初期まで続いている。

## 第六節 海猟と川猟

食膳に供さ 江戸時代の人びとの食膳にのぼった蛋白質には、豆類など植物性のもののほかに魚類・獸類・鳥類などの動物性食物がある。

山猟師は、わなやあみの使用とともに鉄砲の所持も許されて、いのしし・たぬき・かも・しぎなどを捕獲しているが、その代償として領主や代官に運上銀を納めなければならなかった。享保十二年（一七二七）正月の『御新知御引渡郷村帳写』（女代神社蔵）によると、享保十一年には豊岡領内で「猟師鉄砲運上銀」が、わずかではあるが「三匁」納入されている。

動物性蛋白質源の入手は、すべて捕獲という手段によっていて、これらはすべて「猟」と呼ばれている。「漁師」などと、「漁」の文字が「りょう」と呼ばれるのは、江戸時代も後半からである。

さて、ここで豊岡町の町名主のひとり・由利九十郎の文政五年（一八二二）の正月料理を彼の日記より紹介しよう。もちろん年賀のお客のもてなし用の料理である。

鱈なまこ（するめ・大根） ごまめ 汁（くじら・大根） 平皿（たら・ごぼう） 御飯 小蓋こふた（ちりめんじゃこ・のり・らっきょう・みかん・梨） 菓子椀（鴨・こんにやく・水菜・人参・いもの子） 吸物（かき・みそ・ねぎ） 吸物（しじみのすまし） したし ごぼう 数の子

家内・招待客・使用人を含め二三人にふるまっている。



写184 浦役について、気比庄五ヶの浦人らの報告文書  
（『瀬戸区有文書』）

さすがは名主の正月料理だけに品数も多く比較的ぜいたくなご馳走であるが、この中から動物質を抜き出すと次のとおりで、獣類はなく鴨を除いた残りはすべて水産物である。

するめ・くじら・たら・ちりめんじゃこ・鴨・かき・しじみ・数の子

つぎに『由利日記』や『鳥井日記』の中の客よせの献立の一部にみられる水産物を列挙しておく。

するめ・塩鱈た・じゃこ（いわし）・かき・鯛・ひらめ・刺鱈さ・ぶり・しじみ・ちくわ・すずき・いな・くじら・かまぼこ・たら子・塩鯛・こんぶ・鯉こ節せつ・はんぺん・ぼらずし・いか・にしん・ふな・かれい・かながしら・蛤はまぐり・かに・さわら・鯉こ・このしる

漁村と漁場

村や町の人びとの蛋白質の供給地である豊岡市内の海の漁場には、津居山・瀬戸・小島・気

比・田結の五つの村があった。すべて円山川河口部の津居山湾岸の村々である。

瀬戸村に保存されている天正年間の文書として、気比庄の浦々の日本海における網の罾に関する次の記録が見られる。

氣比庄浦々の外あみについて役仕り候事

一、瀬戸村の事 つりの事は申すに及ばず、諸あみ仕り候に付て、毎年あみの年貢毎年さいれう、(菟毘)其外、色々の納所仕り候事分明に候

一、小島の事 引あみ、てぐりあみ仕り候に付て、さいれう浦やく仕り候事歴然に候

一、楽々浦の事 (大川内)お河内は、うなは、外海にて敷あみ仕り候に付て浦々諸役同然に候

一、田井村(田結)の事 おきあみ引あみ仕り候に付て、うら役同前有之候

一、氣比村之事 つりは仕り候へどもあみを不仕候に付て浦やく無之候

一、津居山之者共、つりは仕り候へ共、先年よりあみ不仕候に付て浦やく不仕候、然る上はあみに付て、色々の諸やく御分別に奉仰候 以上

天正九年(一五八一)二月廿六日 五ヶの浦人等

進上 友田殿様

〔瀬戸区有文書〕

これは、当時の豊岡城主・宮部善祥房の質問に対する返答書であつたという(『明治二年嘆願状』瀬戸区所蔵)。このころ、すでにこれらの村々は成立しており、かつ「浦役」も課税されていたことが分かる。

右の記録によれば、瀬戸村はつりとあみ、小島村は地引きあみと手繰りあみ、楽々浦(城崎町)は川では「うなわ」、外海では敷きあみ、田結村は沖あみ、氣比村はつり、津居山村は延縄つりと、漁法がそれぞれ記されている。そして小島・楽々浦・田結は「浦役」と称する年貢を納めているが、氣比と津居山は網を用いない

ので「浦役」はないという。

大量漁法の網には浦役が課せられ、糸による釣りには課税されないとところが注目されるが、ここで理解されることは、浦役は、該当の村を対象に課せられるものであって、個人を対象にしていることである。このことによって海面の網漁の漁業権は村ごとと与えられていたことが理解されよう。漁業権の形態については、個人や株仲間の所有など、いろいろなケースがあるが但馬地方の海の網使用漁業に関する限り、それは村に帰属しており、このことは江戸時代を通じて変わらず、明治八年に雑税が廃止され海面官有宣言が出されるまで踏襲されていた。

#### 小島村の場合

ここで豊岡市域の江戸時代における海面漁業の発展過程を、小島村に焦点を合わせつつ追って見よう。

天正九年ごろの小島村の猟が、引きあみ（地引網）猟と手繰り網猟であったことは、前出の文書『氣比庄浦々の外あみに付て役仕候事』によって見たところである。

小島村からは円山川を隔てた対岸の氣比の浜が、古来より地引網の猟場であった。宝永三年（一七〇六）の氣比村の地図を見ると、海岸線は象が鼻（現在の港中学校西側の山の端）から竜が鼻の岩場（現在の県道・氣比トンネルのところ）を結ぶ線であり、竜が鼻東側の岩場は波に洗われていて、その東側は八幡宮裏の松林となっている。現在の海岸線は、それよりも四五〇メートルから六〇〇メートルばかり沖に出ている。当時は氣比浜よりも、小島村対岸の絹巻浜と羽子浜の方が广大で、ここが氣比村・小島村両村の網引き場であった。

この両村の間では常に猟場争いがあったようで、寛文十三年（一六七三）四月には両村を管轄する大庄屋の



宮島村・利右衛門、一日市村・徳兵衛と津居山村・平三、田結村・五左衛門の両庄屋が仲介して、御公儀（幕府）の御意であるとして次のように、一ヶ月を氣比村六割と小島村四割の割合に分けた網引番の日割を定めて和解させている。

相渡し申す一札の事

一 今般氣比村と小島村と網引場の儀に付、出入これ有り御公儀様へ双方罷出で対聞仕り候処に則ち仰付られ候は

朔日・二日・三日・六日・七日・八日・十一日・十二日・十三日・十六日・十七日・十八日・廿一日・

廿二日・廿三日・廿六日・廿七日・廿八日は氣比村の網引番に仰付候

但、小の月廿八日は氣比村の不足たるべく候

同じく四日・五日・九日・十日・十四日・十五日・十九日・廿日・廿四日・廿五日・廿九日・晦日は小

島村の網引番に仰付られ候

但、小の月廿八日・廿九日小島村の網引番に仰付られ候

右の通り末代迄相違なく氣比浜羽子浜両所共に仰付られ候間、違背なく相守るべく候（『氣比村文書』）

またその後、年月は不明であるが享保年中以降に、久美浜宿の芳五郎・伊三郎と津居山・田結の両庄屋の四人が「あつかい人」（仲裁人）となって、「追々寄洲浜出来、古代の格令とは違い候義も有之」と、浜の状態が大きく変化したことを理由に、寛文十三年の協定を「氣比村二十日・小島村十日の割」に変えている。

この「日割変更の約束」は幕末まで遵守されたが、明治二年三月になって「氣比村が順番を守らない」と小

島村から久美浜県庁に訴え出ている。そして明治十四年三月には、小島村は地引き網日番及び網一式を一六六円で氣比村に売渡し、氣比浜の漁業権は氣比村が専有することになった。

次に、沖猟に目を向けて見よう。

元禄十五年（一七〇二）正月、「小島村が新義（新規）の沖繩を企て申候ニ付き」これを中止させてほしいと瀬戸・津居山両村の猟師たちが大庄屋・徳之進（一日市村）に訴え出た。

その訴状によれば「瀬戸・津居山両村は沖繩猟が家職の第一で、その漁場は西は田久日村、東は丹後・湊村の海隣りですが、この両隣村とも沖合にてたびたび口論仕り、漁場はせばめられて迷惑しております。この上、小島村が新猟を企てますと、瀬戸・津居山両村の猟場がなおのこと差語り迷惑いたします」という趣旨がのべられている。

小島村が、天正九年には手繰り網をもって沖猟を働いていたことは、すでに述べたとおりであるが、それから一〇〇年後には新規の網をもって沖猟をはじめたというわけである。

結局、このときは小島村の沖繩猟は「差止め」の裁決となっている。江戸時代の法律書のひとつである『律令要略』（寛保元年編さん）の中の『魚猟海川境論』によれば「磯猟は地付き、根付き次第也。沖は入会」とされていたとはいえ、小島村の新規の沖繩猟への進出は、このときは果たし得なかった。

しかし、それから四四年を経過した延享三年（一七四六）の『小島村指出帳』によると、

「船大小二十五艘所持仕り候。（中略）内、拾六艘、海川役御上納仕り候。是ハ川東氣比村浜又ハ田結村灘、

津居山村沖其外沖猟ニ出、海上五里余働申候故、毎年御運上御納所仕り候。五艘、是ハ小船ニテ猟船ニ付廻

り魚買取り申すばかりにて御座候。(下略)」と記されている。

また、同指出帳の別項には「海獺の魚ふぐ・あぢ・いわし・えり・小だい、釣のさば・ぶり等取り申し候」とも、

「丹後国湊浜と申す所へ、古来より引網を以て入来り候。勿論、年々場代として銀少々相立て年々入込み申し候」とも記されていて、沖繩獺のみならず、丹後の小天橋の浜にも進出するまでに発展している。

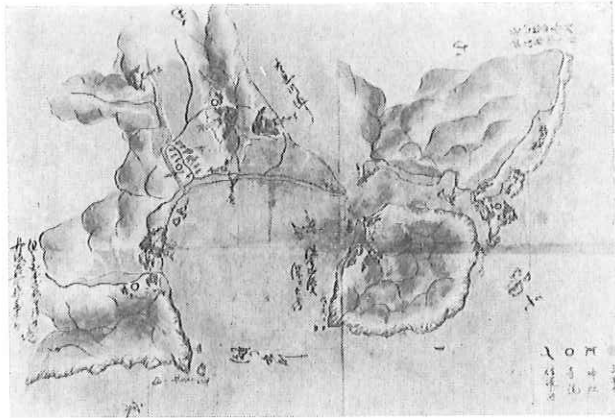
宝暦二年(一七五二)になると「小島村与三右衛門は午年(寛延三年・一七五〇)より新規の沖繩獺を企て……一年見のがしておいたところ去る冬より又々、次左衛門も獺舟をこしらえ、この二艘の加子(舟子)が一緒になり、から嶋ヶ鼻で津居山村の漁師をさんざん打擲(ちやうちやく)仕りました」(要旨)と津居山村船頭たちが、久美浜代官所に訴えている。

寛政十二年(一八〇〇)七月、小島村漁師たち十六人と村役人は、津居山村に対して最合網(もがや)の網入れ場について一札を入れた。

「小島村は元来、海獺稼ぎはできぬ村ですが、瀬戸村と桃島村の両庄屋の仲介で、津居山村の子方分にして下さり、観音ヶ鼻と絹巻を見通した線までを網入れ場に指定して下さり、かたじけなく存じます」(要旨)

これは津居山村の「子方分」になることによって、津居山湾内における網入れ場の入漁権を得たものであるが、同時に、久美浜代官所に対しては「御運上請負銀は年々銀三〇匁ずつ御仰せつけ下さい」と願い出ており、納税と引かえに漁区保証を得ようと試みたものである。しかし、このとき代官所はこれを許さなかった。

翌寛政十三年二月の願出書には「小島村々は前々より四ツ張網と申す二人乗り舟で舳(はな)獺を仕来り、働き場所



写185 気比・津居山付近の漁場の図（気比区蔵）上方が南。

は西は竹野浜沖より、東は港宮村沖まで稼ぎ来り申し候」と述べているが、「小島村はこれまで御運上御上納仕らず、何卒御運上請負に御仰付けられ候様」とお願い出て、今度は外海についても漁業権の安定をはかろうとした。

実は、これは津居山村と漁場争いが生じたためにその対抗上、小島村が願ひ出たものなのである。

津居山村の主張は「当村は海獺稼ぎばかりにて渡世を送っている村」であり、しかも「釣稼ぎばかりの獺場に網獺は甚だ差障りに相成り候」というもので、要するに小島村から新規の大型漁法で漁場を荒されることが脅威となったのであった。

ついで享和二年（一八〇二）八月には、近隣の湯島村・桃島村・久美浜の三庄屋および、久美浜の郡代・今西七兵衛と山本甚左衛門らが取扱人となって、小島・津居山両村を内済（和解）させている。その内済の条件は①小島村は八人乗り最合網四艘の海稼ぎは中止する。②小島村の二人乗り四ツ手網船二四艘はこれまで通り稼いでよいこととする。③小島村の運上銀については「沙汰に及ばず（不許可）」ということになって、解決した。

以上、見て来たように、小島村は農業のかたわら円山川での川獺と気比の浜での地引き網獺を主体として漁

業を行っていたが、次第に漁船を大型化し、漁場も外海にまでひろげていった。この時期が、小島村の漁業権拡大の最盛期だったようで、やがて漁業では津居山村が、回漕業では瀬戸村が勢力を伸ばしてゆくのに對して小島村は後退してゆく。そして明治十四年には、小島村は氣比の浜の地引き網の権利までも売却することになるのである。

津居山村・瀬戸村・津居山村は「田畑少しも御座無きところにて、猟一筋にて渡世を送り申すところ故に、田結村の場合 御座無き時は何方へも罷出て猟を仕り申し候」と万治二年（一六五九）に津居山村庄

屋は豊岡藩の奉行に言上しているが、その中に「東へは丹後・若狭・越前・加賀・能登まで、西へは因幡・伯耆・出雲・石見・隱岐・長門、この浦々へ参らざるところは御座無く候」とある。これは海の男の心意気を示す文書であるともいえるが、真意は漁場を求めてどこまでも出稼ぎしなければならぬ生活の苦しさを浮彫りにしている。

天保十四年（一八四三）八月には、丹後国・浅茂川村が新規の最合網をはじめ、釣の餌も「通例ならざる」油餌をはじめたので中止するように、間人村の村役人と一緒にあって久美浜代官所へ訴え出ている。

江戸時代は、瀬戸村と津居山村との間は海峡であり、大きな入江であった（第二編第六章第一節）。そこには、漁船や北前船（交易船）が出入りしていた。しかし、延宝三年（一六七五）以前から円山川河口部に「うわな浜」ができて次第に入江が狭少になっていた。

瀬戸村も津居山村や小島村と、たびたび猟場争いを起こしているが、明和九年（一七七二）には久美浜代官所から、瀬戸村は「海稼ぎ仕りながら海役と申す義これなきは」どういふわけかと尋ねられた。それは、隣村

から訴えがあつてのことである。

そこで瀬戸村は「川役と申し米一石宛上納仕り候。しかし乍ら当村には川は御座なく、此段を海役と存じ奉り候。(中略)海役と申す名目御座なく候ては、分明に御座なく候間、海役として銀拾匁宛々差上げ申す村に仰付させられ畏奉り候」と川役と海役と二重に負担することになる。

文化十二年(一八一五)四月になると、瀬戸村は津居山村から訴訟を起こされている。「瀬戸村は網船が増えて、はじめの内は二、三艘出ていたところ当春は二〇艘にもなり、瀬戸村のものばかりでは人手が足りないのか、小島村の者まで雇つて稼いでいる儀は法外の仕方」であるという。

取扱人として、久美浜庄屋で郡代の山本甚左衛門のほか、湯島・桃島・今津三ヶ村の庄屋や久美浜御宿主らが仲介し、次のとおり入会いの海に猟域を設けて和解させようとしたが、このときは不調に終わっている。

①「後が島より沖合見通し北西の方、船数にかかわらず年中勝手稼ぎ」、②「右より東南の方、年分の内、三月・四月両月は瀬戸村の船数十七艘相働き申すべき段、挨拶に及び候」。

その後も争いが絶えなかったが、文政六年(一八二三)三月になって今度は二方郡浜坂村の年寄・新左衛門と丹後中郡・新治村の庄屋・治左衛門が中に入つて、ようやくにして次の通り「オミ済口証文」をとり交した。

一 瀬戸村手繰網働場は、後ヶ島より北西方年間勝手働き

一 後ヶ島より東方、瀬戸村働き方の儀は、年分の内正月・二月・三月、船数十二艘に限り相働き申すべき事  
しかし、その後の明治二年になってからも、深刻な抗争をおこしている。

このように、海辺や水辺の村々において、たびたび争論が発生している原因を要約すると、ひとつには当時

の漁業技術をもってしては沖合いに漁場を拡大することもできず、限られた漁場でひしめき合わねばならなかったこと、第二には鮮魚を遠隔輸送することが困難であった当時として販路も円山川流域に限られ、それも八鹿までが限界であったと考えられることであり、この結果、①限られた漁場においては一方の村の漁獲量増大は他方の村の漁獲量減となる、②漁獲量の急激な増大は需要を上廻る供給増となり魚価を引下げることになるという論理が働いたものと考えられる。

しかし、当時のわが国内でも、他方においては大きな資本力をもって漁獲量拡大にいそむ丹後国伊根のぶりの定置網猟、富山湾や長門地方のまぐろ・ぶりの台網猟・大敷網猟が展開されていたのである。

田結村の文久元年（一八六一）の『年貢可納割付状』によると「川役、米五斗。海草冥加役、米二斗七升。釣猟運上、銀九匁九分」と見える。わずかであるが、幕末期には田結村の下住浜に株仲間によって地引き網猟が行なわれていたようである。

また、赤木勝之が安政六年（一八五九）に著わした『但馬国新図』には「田結海草」が但馬物産のひとつにあげられているが、これはわかめや海苔である。

なお、この『但馬国新図』には、津居山村では霞小鯛・王餘魚、瀬戸村では海苔が載せられている。霞小鯛は塩焼小鯛のことらしく、王餘魚とはかれいのことである。

日本海での捕鯨は、長門国の浦々が組織する捕鯨組によって行なわれていた（清光照夫著『漁業の歴史』）。しかし捕鯨業は大きな資本を必要とし到底、但馬地方の猟師の経営できる分野ではなかった。

鯨 鯨

日本海での捕鯨は、長門国の浦々が組織する捕鯨組によって行なわれていた（清光照夫著『漁業の歴史』）。しかし捕鯨業は大きな資本を必要とし到底、但馬地方の猟師の経営できる分野ではな

但馬海岸にも時折はおよぎ寄った鯨（多くはイワシクジラであつたらう）もあつた筈であるが、捕獲される鯨は“流れ鯨”といわれるものであつた。流れ鯨は、病氣になったり、シャチにおそわれて傷つき衰弱して海流に流されている鯨をいうが、長門国で捕鯨組にモリを打たれながら、死物狂いのがれて但馬沿岸まで泳ぎ、力尽きて浮遊している鯨もいたことであらう。

次に鯨猟の興味深い一例を紹介しておこう。寛政五年（一七九三）二月十二日の昼に、海岸から三里ばかりの沖合で“切流れ鯨”を津居山村の猟師が見つけて、翌朝五時までかかつて津居山の磯に引上げた。村で勝手な処分は許されなかつたので、直ちに村役人の名をもつて、久美浜代官所へご注進に及んだ。注進文は次のとおりである。

書付を以て御注進申上奉り候

一 当村漁師共、昨昼九ツ時（十二時）（中略）凡そ三里ばかり沖にて切流れの鯨見付け、漁船相つなぎ漕ぎかかり候所、折節出汐強く漸く寅ノ下刻（翌朝五時）当村下磯へ引付申候。依つて御注進申上げ候。

寛政五年二月十三日

津居山村庄屋六郎兵衛 年寄惣兵衛 百姓代次郎右衛門

久美浜御役所

早速、代官所から山岡惣四郎・広石巻右衛門・矢口次郎蔵の三人の手代が到着して検分がはじまり、鯨を切断して目方が計られた。小きさみにされた鯨肉は三一切れ、合わせて四一二五貫匁（約十五ト）。入札希望者は翌十四日八ツ（午後二時）までに久美浜代官所に申出て入札せよとのお触れが出され、鯨肉は久美浜村まで



運ばれて「御使宿」で入札された。売却鯨肉の目方は三一六〇貫、その売り上げ代銀は三貫六五〇匁で、このうち銀三六五匁が代官所に「御上納」され、「津居山村に下し置かれ候代銀」は三貫二八五匁であった。

このほか鯨肉六九九貫は働いた二三三人に、一二六貫は十八艘の網元に配分されたが、田結村には五〇貫、氣比・瀬戸・小島・田久日・宇日・朝日・蒲井の村々には各一〇貫、久美浜の世話人・糺屋市郎右衛門他三人には合わせて一〇貫が無償で配分されている。思いがけぬ天与の臨時収入にさぞかし村中が湧いたことであろう。

なお、流れ鯨（切流れ鯨）の記録は、文化九年二月十一日にも、文政七年三月二十七日にも見られる（『津居山村文書』）。

漁村の組織・漁法・ すでに触れたように、村の地先の猟域にしても、沖合いの入会猟区にしても、その所属  
猟師のおきて ないし入会権は但馬地方に見る限りでは村有であり、村人総有の権利であった。

村の猟区や入会権の管理は、村役人の下におかれていた。村役人の下には網元があり、網元は網の所有者で、網猟の権利を許されていたが、船主として船頭を兼ねるか、別に船頭を雇っていた。船頭の輩下には数人ないし一〇人までの舟子（加子）がいた。

明治三年七月改めの瀬戸村戸籍によると、沖船頭七人・水主（舟子）二七人・船主七人とあるが、この中には回漕船を経営する船主や、これに従事する船頭・舟子も含まれている。同年の瀬戸村の『村書上帳』には廻船十四隻・小舟五六艘・川舟四艘と舟数が記されているが、廻船の数だけとらえても右の戸籍にでてくる村内の船頭の数よりも多いから、すでに村外の小島村・氣比村あたりから雇傭される船頭・舟子があったことがう



写186 瀬戸の燈籠 漁船にとって大切な目標であった。

か  
が  
え  
る。

網元・船頭・舟子の主従関係はきびしく、親子以上に親密であった。舟子が陸にいるときは、寝起きは自家でするとしても、昼間は船頭の家で家人同様にして暮らすことが多かった。そこには「板子一枚下は地獄」という危険な海の作業における「一蓮托生」感と漁獲量の向上に対しても利害関係を同じくする者の連帯感があった。

魚を取る漁法には、多くの秘密や秘伝があった。漁場における岩場の状況・魚の集まる時期や場所とこれに応じた網の入れ方・釣餌の合わせ方などで、これは仲間以外には絶対に洩らしてはならない技術であった。このため隣村とは、縁組みもできなかつたという。

猟場ごとには、それぞれ地引き網株・沖網株という株仲間も組織されていた。

津居山地区には猟師のおきてともいえる規定書が残されているので、これを意識して紹介しよう。

#### 漁船沖合規定

一 沖合いで、にわか嵐で大風・大波にあい、あるいは櫓や櫂を損じて難儀をしているときは、当然に相互に助け合うべきものであるのに、このごろは、その難儀船を見捨てて銘々勝手に仕事をして帰ってしまう船がいる。よって今後、次の通り定める。

一 沖合いで難儀船を見かけて、乗掛かり助けて帰った船に対しては、村方でその日の漁のすべてを乗合い

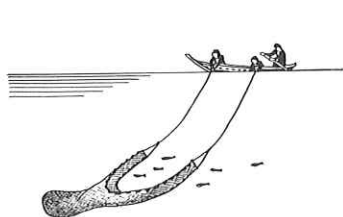


図61 手ぐり網操業図

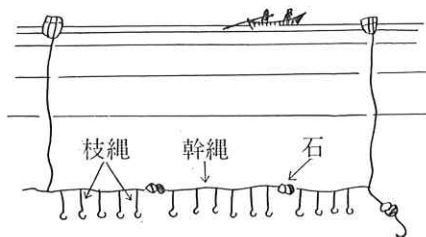


図62 網延縄略図

表55 江戸時代の漁船・漁具一覧 (『港村誌』より)

	種類	用途・用法など
舟	まるこ	丸木舟から転化したことば。長さ1間半～2間。一本釣用の小舟
	かんこ	小手ぐり舟。長さ3間くらい。3人乗り。網漁用
	中手ぐり	4人乗りの沖網漁用。寛政12年に小島村が用いた。
	大手ぐり	8人乗りの大手ぐり網用。明治2年に瀬戸村の3艘に鑑札下付
網	打あみ	川内漁用
	投げあみ	〃
	四ッ手網	川内または磯漁に2人乗り船によって使用
	地引網	磯地引用
	手繰網	沖漁用の船曳網。小手ぐり、中手ぐり舟で3人～4人で操業
	越中網	富山湾よりもたらされた一種の定置網。回遊魚用。舟は中手ぐり
	最合網	沖漁・回遊魚用か。舟は中手ぐり、大手ぐり。
釣	一本釣	たい・はまち・さば・ほらなど、大きい魚用
	延縄	沖縄とも呼ばれる。一本の糸に多くの釣針を連続させて沖にしずめる。たい・かれい・ひらめ・かに用(上図)
	餌	主として塩いわし、釣一般用
餌	油餌	いわし・いかを、にしん油につけて用いる。はえ縄用。天保14年春、丹後の浅茂川村が創始

(分けあい)、その上、村より米一俵を褒美ほうびに遣わすべきこと。しかし、このことは助け船が一艘か二艘に限ったことである。それ以上の船がかかわったときは惣乗合い(お互いさまの無報酬奉仕)とすること。万一、難儀船を見捨てて帰った船からは、何艘あってもすべてその日の漁を取り上げ、その上、二〇日間の漁稼ぎを差しとめること。なおまた、難儀船を捨てて助け船に乘移って帰ったときは、その乗捨て船代の半分の村から支弁補償すること。

一 沖合いより流れ物を引き帰ったときは、その拾いものの代銀の三割は村に渡し、七割を宿(船主)が取ること。

寛政八年(一七九六) 正月

村中連印

これは海難事故が起きても救助せず村中で内紛があったあと、反省協議の末に決められた相互助け合いの規定であろう。海の男のきびしい掟おきてである。

水産物加工 『資料・大阪水産物流通史』によると、元文元年(一七三六)ごろには大坂の市場に、但馬の干魚べいの販売 鯛かが丹後や出雲のものとともに送られている。地引き網によって水揚げされる魚の多くは鯛かであ

ったが、これが浜で干されて干鯛となり一部が北前船に乗せられて大坂に運ばれたのであろう。

いいわわししは、田畑の肥料としても近在の農村に販売された。神美地区の香住村に肥料用いいわわしが出廻っていたことは、第二編第四章第二節で触れた。

ささばばも背割りして干物にするか、背割りささばを塩漬けにして「刺しささば」にするかして販売された。するめ・干かれい作りのため、猟師たちの家族は晴天の日には磯に出て、これらの作業に忙殺された。

表56 『兵庫県漁業慣行録』に書かれている川役・魚運上

町 村 名	川役・魚運上の額（明治以降を除く）
中 郷 村	鮭・鱒・鮎漁に運上銀350匁、出石藩に上納。天保6年に天額となり銀28匁に減す。
九日市村 {上ノ町 下ノ町	鯿師1人につき20匁、天保7年より鯿投網銀25匁、中目投網銀20匁、細目投網銀15匁、鳴子網、延縄各5匁
妙 楽 寺 村	(九日市村に同じ)
大 磯 村	(九日市村に同じ) ほかに鮭どう・地引網鯿。川役米5斗、鮭運上銀60匁
豊岡町のうち 豊田・本町・寺町	(九日市村に同じ。ただし鳴子網・延縄について記事はない) (江戸時代には、豊田町はない)
六 地 蔵 村	(九日市村に同じ) ただし延縄について3匁
船 町 村	川役3石5斗、のち1石2斗に減る。
宮 島 村	中目網・銀20匁
野 上 村	川役・米6升
一 日 市 村	(九日市村に同じ) ほかに四ツ張網銀10匁
赤 石 村	川役・米1石3斗
小 島 村	川役・米1石8斗、気比村絹巻浜を借り受け川網引場借料年銀2貫文
気 比 村	川役・米1石3斗

かまぼこ・ちくわなどの練り製品は、家内工業ながら専門の職人によって製造された。

魚類の販売については、網元―浜市場―仲買人―問屋（豊岡・出石など）―小売商人の図式が幕末期には成立していたようである。嘉永五年（一八五二）閏二月に、仲買人を通じないで直買しようとした豊岡の四人の間屋を相手取って、丹後国浜詰村の権三郎・五助及び津居山村の六四郎・次兵衛の四人の魚類仲買惣代が、豊岡藩奉行所に提訴するという事件がおきている。

「従来、魚類仲買人が仲間をつくって魚を一切引受け、相手方清兵衛外三人に送り、豊岡でセリにかけて売捌いていたが、先月（二月）より会所と称して魚類の直買いをはじめ、格安の値段で買取るので、このままでは仲買漁師共の相続も相成り難く運上銀上納にもかかわる」（『気比村文書』・要旨）というものである。

一方、漁網などは豊岡商人から購入していたようで、文政五年の暮には漁網の購入をめぐる、津居山漁民と豊岡商人とが不仲となり、ついに豊岡町への魚不売同盟にまで発展した。豊岡藩では、円山川に水田用の井堰まで築いて出石町に行く魚舟を妨害した結果、出石藩と津居山漁民対豊岡藩との対立にまで発展したが、翌年七月になってようやく和解するという事件が発生していることは、別に詳述する（本編第七章第二節）。

城崎郡内の さきで紹介した由利家の文政五年の正月料理の献立に見られるように、フナやコイも食膳に供さ

川猟 れているが、これらの多くは円山川流域の川猟師から供給されたものであった。

円山川流域の村々では、川役と称する小物成（付加税）が次のように課税されている。寛政年間初期と思われる記録（女代神社蔵『豊岡藩支配下村概要書上控』）によると、豊岡領内の城崎郡村々の川役は次のとおりである。

大磯村五斗・立野村五斗・庄境村一斗二升・船町村一石八斗九升七合・宮島村五斗・野上村一斗二升・

六地藏村四石（八条地域と今森・江本分は破失のため、川役の有無不明）

それにしても、六地藏村の四石・船町村の一石八斗九升は格外に多い川役である。

この川役を納付することによって、村に対して漁業権が領主によって保証されたことは、海猟における浦役の場合と同様であった。なお、明治二十二年編集の『兵庫県漁業慣行録』に記載された豊岡市関係分の川役・魚運上は前表のとおりである。

六地藏村には天正十三年（一五八五）の『岩鼻・請川・猟場割』という記録が残されている（六地藏地区・河本幸雄氏蔵、九日市下町・松島哲郎氏蔵）。これは円山川の一部漁場（岩鼻）につき、領主から川猟の許可を請け（請川）、許可を受けた六名の者が猟場割（区域分割）を決めた文書であるが、要約すると次のとお

りである。

- 一 日撫村の水落ちから船町の渡り瀬の間・一五〇間余(約二七〇<sup>トリス</sup>)を請川とする。
- 一 請川の内、狐場割りは、上流から玄番・瀬兵衛・源助・惣兵衛・孫市・一学の順で鳥屋場(鳥狐場か)とする。

一 毎年八月二日に網おろしをし、初めは天井あみ・四つ持ち鳥屋場を行ない、冬の内は月に二度の惣打ち(区域を分けずに、みんなで狐をすること)・春には月に六度の惣打ちをする。狐の期間は八月より翌年二月までのうちの昼間とする。(中略)

この川は、山とともに明石左近様(豊岡城主)より成米(年貢米)七石でお請けしたものである。

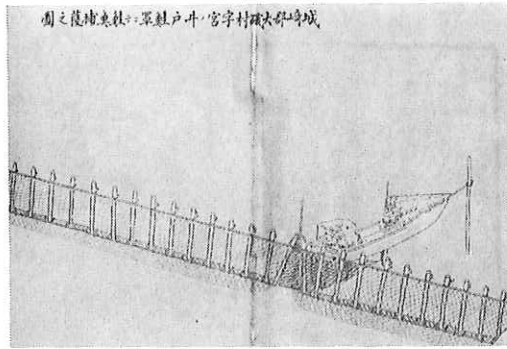
天正十三年酉ノ八月二日

大隅玄番・浜瀬兵衛・同源助・福丸惣兵衛・寺谷孫市・大谷一学

この文書には、天正三年に滅亡した田結庄是義の家臣とおぼしき者ばかり六人の名がつけられてあるが鶴城の落城後、この家臣たちは果たしてその城下ともいえる六地藏村に居住が可能であったのか大いに疑問がある。天正九年に、豊岡城主・宮部善祥房は鈴木三郎左衛門に大隅玄番屋敷所を与え、これを永代免税地とするという文書(六地藏・河本幸雄氏蔵)を与えているが、この文書とも大いに矛盾する。

しかし、六地藏村はこの『請川狐場割』の文書によって天和三年(一六八三)八月に、新しい豊岡藩主・京極氏の重臣(おそらく勘定奉行)より、火撫(日撫)から船町に至る間の水面を狐場とする保証を獲得した。

この水面は円山川と六方川の合流点に当たり、かつ流れが鶴城(愛宕山)につき当たって大きな淵もあった



写187 鮭どうりで鮭を捕獲する図（『鮭漁沿革誌』より）

鮭漁の江戸時代末までを紹介することにする。

大磯村の魚簞は「治安三年（一〇二三）八月十五日、大磯浜前の水中に大光明を放っているものを、浦の漁人・紀ノ藤次と藤六が大網を垂れて引きあげて見ると十一面観音で、これが妙楽寺の本尊となられた」とする『妙楽寺縁起』にしるされた時代からはじまるとされている。

享保十二年（一七二七）正月、大磯村の記録に「大磯村は網役として毎年米五斗上納しているが、その上、鮭代として鮭一〇尺（尺は魚を数える単位。隻から誤用された用語）、銀にして六〇匁を豊岡藩に差上げてい

ところであって、川獺場としては恰好の場所であり、專業獺師もいたことであろう。江戸時代には年貢米四石も納めて、漁場を確保して来た理由がうかがえるようである。

船町も、従来は川役が米三石六斗であった。しかし、享保十二年（一七二七）には豊岡藩は減知となり船町が獺場とする川筋の大半が天領となったので、享保十六年から二石四斗を減じて、一石二斗にされている。さきあげた安政六年発行の『但馬国新図』には、大磯の鮭・和久田の鮎・赤石の目張雑魚・楽々浦と桃島の蜆・外島の蛤・湯島のはげなどの円山川の名産が海産物とならんで紹介されている。

大磯村の鮭 明治二十八年、八条村鮭罩会によって『鮭漁沿革誌』が編集されている。この『沿革誌』を底本としつつ、大磯村の



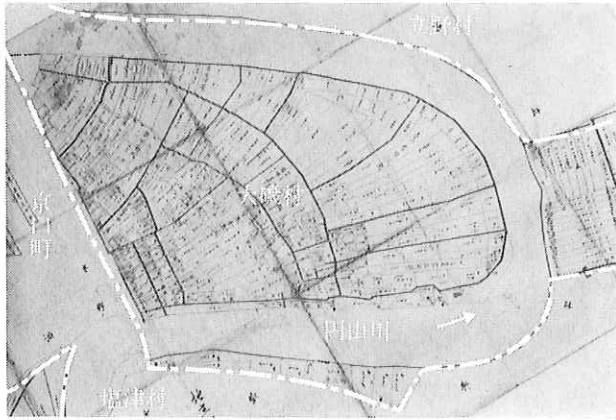
たが、川筋が悪くなって二〇年余りは鮭は一尺もとれません。鮭網運上銀は止めにして下さい」と不猟を訴え、運上銀の免除を願ひ出ている。ところが、その後三〇年くらい経た宝暦年間になると、再び鮭が群をなして遡上するようになったようで、このため次のような事件が発生している。

すなわち宝暦九年（一七五九）十月に、清冷寺村・卯左衛門が、大磯村の網人が女代神社前の円山川に仕掛けておいた鮭網を引き上げ、鎌で切ってしまったので、大磯村の網人たちは怒って豊岡藩の奉行所へ卯左衛門を吟味してほしいと訴え出た。

清冷寺村は出石領である。豊岡藩からさらに出石藩に掛け合つたことであろう。卯左衛門は出石藩の奉行所からの吟味に対して次のように申し開きをした。

「加陽村に八人の鮭網仲間があり、清冷寺村の私もその仲間の一人ですが、大磯村の網人たちが私どもの支配する川筋に網を入れるので、入れないよう当九月に豊岡藩上組大庄屋・今森村の三左衛門殿に申し出ました。その後も再三申入れましたが一向に聞かれず、大磯村の者どもが私どもの網場に来て網を入れるので、その網をとり上げようとすると先方もとられまいと引張るので、とうとう網が破れたままで、鎌で切つたなどとは偽りです」という。

真相は、これまで四〇年余りは鮭は不猟であったので、大磯村は中ノ郷村の者にたいして「運上銀」を少々もらうことを条件に「勝手働き」を認めていたが、二年ばかり前から鮭がたくさん遡上するようになったので、中ノ郷から取りもどして先規の通り大磯村として鮭猟を再開したところ、加陽村の八人の鮭網仲間が抗議をしたということのようである。大磯村も、「大磯村の網引き場所は古来より『水生一ノ谷ほおき下』までである」



写188 円山川・大磯の大まがりと村境界線  
(昭和18年の大磯村全図より)

と強硬であった。

この争論は決着がつかないままに、翌宝暦十年九月になると大磯村庄屋・五郎右衛門は、今森村の大庄屋・良右衛門に次のような願書を提出した。

「昨年は、女代神社前で網引きをしていると、清冷寺村の卯左衛門が妨げ、網を破り、出石御役所に出訴しましたが解決しませんでした。今森村渡しの下から九日市村中ノ町下の線に、鯉罩一ヶ所お許し下されば有難く存じます。時間は夕刻から朝日が出るまでの間ですが、船の往来には妨げないようにいたします」という内容で、「鯉罩」は今まで用いらなかった新式の漁法であるが許可になった。

それは、川を横断しておよそ三尺（約一丈）ごとに木の杭をならべて打ち込み、杭の根元に大敷網を結びつけ（これを罩網という）中央部は杭の間隔およそ四尺ぐらいにして、ここには

どう網を設けないで昼間は落し網でふさぎ、夜はタモ網を装置し、ここを魚水戸と称し、漁船一艘に漁夫二名でその側に停泊し、一名ずつ交替で夜どおし番をして脈縄を持って鯉が網の中に入るのを待ち、網に入れば落とし網でふさいでタモ網を揚げて鯉を捕える（『日高町史』）という方法である。

その後、文化二年（一八〇五）九月になると今度は、中ノ郷村の川株仲間二五軒が豊岡藩奉行所に訴状を差出した。

要旨は「大磯村の漁師が宝暦年中に古来無かった鮭どうを新規にはじめたため、私ども家業に迷惑しており、当時二五軒あった漁師仲間のうち八軒は絶家となっている次第ですので、どうか大磯村の鮭どうを禁止して下さい」というものである。これに対し大磯村は豊岡藩奉行所に対して「どうの義相止め候には、村方一統難渋仕り候」と素気ない回答をした。そして九月十九日朝五ツ（八時）に、中ノ郷村漁師と大磯村漁師は庄屋に召連れられて豊岡藩奉行所の白洲に罷出て、吟味をうけることになった。その結果、「大磯村は往古よりどう、網共に致し来り、二重に運上差上ゲ候上は、相止メ難く候間、左様に相心得、かつ出石御役所へ申遣す也」と裁決され大磯村の完全勝訴となった。

中ノ郷村が訴訟をおこした背景には、大磯村の独占的な鮭捕獲に対する気多郡村々の反対があったと思われるが、豊岡藩の奉行所としては大磯村が新規の鮭どうをはじめたといっても、すでに宝暦以来五〇年近くなることであるし、それをいまさら止めさせるとは、それこそ「法外」なことという考えであったのだろう。

大磯村は、勝訴した喜びをもって祝酒をふるまい、奉行の小林丹解をはじめ大目付・御免方・小頭・下目付・同心たち八人に、それぞれ鮭を二尺、世話になった大庄屋の加藤三左衛門へは鮭一尺を贈っている。

文久元年（一八六一）になると、今度は気多郡の内の中ノ郷・引野・上石・芝・土淵・加陽・伏の七ヶ村の船持ち惣代と、土淵村の六郎兵衛、差添えの引野村庄屋・甚太夫、加陽村庄屋・仁平治が連署して生野代官所に次のような願書を差出した。

「十月は船稼ぎ第一の月で、七ヶ村より津居山港まで五里余りの川を朝八ツ時（二時）に出船し、豊岡にて七ツ（四時）ごろとなり、それより津居山港で塩を積み、登りは引き船で日帰りで積み戻ってまいります、京口の船渡し場の川下で、鮭どうという縄網を張りつめて、夜中は一向に船を通さず、これでは日帰りができず難波至極なので夜中に通船が差支えないように、飛驒守様御役所（豊岡藩）に御掛合下さい」

舟の通行は「道路と同様に川往来の自由も保証されるべきものであるから夜中も通船させてほしい」というのであるが、他方で村内の河川の漁業を営む権利も領民に対して保証されなければならない。大磯村の網仲間は豊岡藩小頭・尾形仁兵衛に対し口上書を提出し「暮六ツ（午後六時）より明六ツ時（午前六時）までは、通船を止めておりますが、どこの船とも知れぬ船が、七ツ前（午前四時前）に通船したので差留めました。以後は従来先例通りに通船を許します。もっとも鮭という魚は、夜明け方に多く川を登るので、鮭どうの箇所を通船の節は權を上げて通るようにしてほしい」というのであった。

大磯村の地図を見ると、その村域は立野側にも塩津側にも、円山川水面一ぱいに広がっている。大磯村が漁区を広げ、積極的に川猟を行なった様子が地図の上にもあらわれている（写188）。

宝暦年中の記録によると、鮭猟は鮭株仲間十九軒によって行なわれているが、それは大磯村にとって秋から冬・春にかけての大切な生業だったのである。

気多郡内の 円山川流域の出石領気多郡内でもまた、川猟が盛んであった。

川猟

天正八年（一五八〇）五月、但馬征伐に際し、鮎漁の免許を与えている文献がある。「今日十五

日より、何方ニ於ても、あゆ取申すべく候。異儀有るべからず候。（中略）此四人之外之者召つれ候事、□有

るべからず候」(日高町・森垣剛氏蔵)。発給者は秀吉の弟の小一郎長秀(のち大和大納言・秀長)で、宛名は市左衛門以下四名である。このほかにも鶴岡村八人の者・八鹿町の網場の弥兵衛・浅間の与三右衛門らにも免許が与えられていて、気多川(現在の円山川)流域の鮎猟が特権漁業となり、百姓にとつて、いかに重要な生業だったか、また漁業権の確保にいかに関心していたかをうかがい知ることができる。

出石領の円山川筋の村々にも漁業税が課せられていて、鮎猟・鮎魚が行なわれていた。

中郷村「運上鮎数三千五百。内八十献上正鮎上三百七十七、四匁直」「鮎・鱒・鮎漁業ハ元禄年中ヨリ川役ト称へ銀三百五十匁宛年々納メシガ、天保年中領主交替後、銀二十八匁ニ減ズ」(『兵庫県漁業慣行録』)。清冷寺村「小物成・銀四十三匁。鮎川役・鮎川運上七十二匁、鮎十八尺代差上候処」(明和八年・一七七一年『出石封内明細帳』)

鮎魚は主として「曳網」を使つたといわれているが、その方法は『日高町史』に詳しい。

曳網の方法は、漁期七月より十月までの間に河水が減少する時を待ち、二人乗りの漁船二艘で漕出し、河中の水底に岩石などのない平坦で魚の最も集合した場所を選んで網を投入し、次に各々左右に分かれて順次、網をおろし、進んで陸に達し、それから魚を網の中に駆り入れるために、数十間(約一〇〇ヤ)の下流から続々と石を投げてさかのぼり、魚が集まるのを見て投石をやめ、陸上には曳子六名ほどで左右に分かれてその網を引上げて鮎を捕獲するのである。

鮎魚については、曳網鮎のほか大磯村と同じように罟張網を用いるものが鶴岡村に二名、中ノ郷村に二名いたという。

しかし、鮭も時代によって溯上の多少があつて宝曆のころの盛況のあと、寛政のころは不猟に泣いたやうで寛政十年（一七九八）十二月、川人惣代・与二郎他七人が連名で、鮭不猟につき川猟運上銀の納入を取りやめて生鮭のみの献上でお許したまわりたい、と出石藩勘定所へ願書を差出している（加陽地区『小西勉氏文書』）。

わが国では、古来から鵜うを使って魚を獲り、それで暮らしをたてる人があつた。謡曲の『鵜うなわ・うわな』にも謡われていて、そのくらしの一端をうかがうことができる。

但馬地方で鵜飼が行なわれたとする資料は、見つかっていないが、鵜の羽根が漁具の一部として用いられていたことは、さきに述べた天正九年の『氣比庄浦々の外あみについて役仕り候事』の文書のうち「楽々浦の事大河内は、うなは」とあることよつて判明する。「うなは」は、「鵜縄」である。鵜や鳥の羽根を、長い繩に等間隔にいくつも結びつけて魚を追つて網に追い込む漁法である。

関宮町の氷ノ山の山麓に鵜縄部落がある。そこは八木川の最上流の溪谷であり、ここでも鵜縄が用いられてあゆあゆやいいわわなどを捕獲していた。鵜縄を用いてのあゆあゆ猟は、最近まで土淵や引野など、豊岡市城の円山川筋でも行なわれていた。

津居山には、「うわな浜」という地名がある。罫わを用いて鵜をとらえるのに恰好の岩場が、砂浜に変わつて行つたとも見られるが、むしろ「鵜縄」を仕懸けた砂浜であり、「うなわ」が「うわな」に転化した地名のよようにも思える。

既述のように、六地藏村の天正十三年の『岩鼻・請川・猟場割』の文書に「天井あみ、四つ持ち鳥屋場」の記録が見られる。ここでは、網で鳥類をとらえているが、かもなどが捕えられたのであろうか。